

○三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則をここに公布します。

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[三重県リサイクル製品利用推進条例\(平成十三年三重県条例第四十六号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、[条例](#)で使用する用語の例による。

(再生資源等の測定方法)

第三条 [条例第二条第二号](#)の規則で定める方法は、「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」(平成三年五月三十日科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会報告)に基づく空間放射線量率の測定方法に準じて測定する方法とする。

全部改正[平成二一年規則二七号]、一部改正[平成二九年規則一五号]

(認定基準等)

第四条 [条例第六条第一項第二号](#)に掲げる基準のうち、生産に用いる再生資源等の割合は、[別表第一](#)のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

2 [条例第六条第一項第二号](#)に掲げる基準のうち、県内で発生する再生資源等の割合は、製品の生産に使用される再生資源等の重量の五十パーセント以上とする。

3 すべての製品において、前二項に規定する割合については、可能な限り高い率とするよう努めなければならない。

4 [条例第六条第一項第四号](#)の基準は、[別表第二](#)のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる製品の種類ごとに、同表の下欄に掲げる認定基準とする。ただし、再生資源等の性状や製品の用途等によつては、あらかじめ認定委員の意見を聴いた上で、必要な項目を認定基準の項目に加えることができる。

5 知事は、[別表第二](#)又は[別表第二](#)に掲げる認定基準が制定されていない製品にあっては、認定委員の意見を聴いて、当該製品を認定リサイクル製品として認めることができる。

6 知事はリサイクル製品の安全性を確認するため、試験研究機関等による試験検査結果等の提出を求めることができる。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号・二一年二七号・六五号]

(認定委員の任期等)

第五条 認定委員の数は、二十名以内とする。

2 認定委員の任期は、三年以内とし、再任を妨げない。

3 知事は、必要があると認めるときは、認定委員以外の者から意見を聴くことができる。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号・二一年六五号]

(認定の申請等)

第六条 [条例第八条第一項](#)の規定による申請は、リサイクル製品認定申請書([第一号様式](#))により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 [条例第六条第一項](#)の認定基準に適合することを証する書類(計量法(平成四年法律第五十一号)第一百条の二第一項の証明書等は申請日の前九十日以内に発行されたものに限る。)

二 リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類

三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類

四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を明らかにする書類

五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類

六 [条例第十一条第一項](#)に規定する品質等管理計画

七 その他知事が必要と認めるもの

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号・二九年一五号]

(認定の有効期間)

第七条 [条例第八条第二項](#)の有効期間は、五年とする。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

(認定の通知)

第八条 [条例第八条第四項](#)の規定による通知は、リサイクル製品認定通知書([第二号様式](#))により行うものとする。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

(認定リサイクル製品であることの表示)

第九条 [条例第八条第五項](#)の規定による表示は、次に掲げる表示のいずれかにより行うものとする。

一 「三重県認定リサイクル製品」の文字の表示

二 知事が別に定める図形の表示

三 前二号の表示を同時に使用した表示

2 前項第二号の知事が別に定める図形を使用する場合は、これを変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)し、他の図形若しくは前項第一号に掲げる文字以外の文字を同時に使用し、又は知事が別に定める色以外の色を用いてはならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

(要件に適合しない旨の通知)

第十条 [条例第八条第六項](#)の規定による通知は、リサイクル製品認定基準不適合通知書([第三号様式](#))により行うものとする。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

(認定後の確認の申請等)

第十一条 [条例第八条第七項](#)の規定による申請は、認定リサイクル製品確認申請書([第四号様式](#))により行うものとする。

2 前項の申請書には、第六条第二項第一号に掲げる書類その他知事が必要と認めるものを添付するものとする。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号・二一年六五号]

(認定後の確認の通知)

第十二条 [条例第八条第八項](#)の規定による通知は、認定リサイクル製品確認結果通知書([第五号様式](#))により行うものとする。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

(変更の申請等)

第十三条 [条例第九条第一項](#)の規定による申請は、認定リサイクル製品変更申請書([第六号様式](#))により行うものとする。

2 前項の申請には、第六条第二項に規定する書類(変更事項に係るものに限る。)を添付するものとする。

3 [条例第九条第二項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定生産者の主たる事務所の所在地

二 認定生産者の主たる事務所の名称

三 認定生産者の代表者の氏名

四 製品名(製品名を追加する場合を除く。)

五 工場等の名称

六 販売範囲及び販売量実績

七 製品の仕様(品質及び安全性に係る変更を除く。)

八 販売条件

九 使用する再生資源等の県内割合(増加する場合に限る。)

十 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項の日本産業規格の変更に伴う[条例第八条第一項](#)の規定による申請に係る事項

十一 認定生産者(認定リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件に変更がない地位の承継の場合に限る。)

4 [条例第九条第二項](#)の規定による届出は、認定リサイクル製品変更届出書([第七号様式](#))により行うものとする。

追加[平成一八年規則二九号]、一部改正[平成二九年規則一五号・令和元年一一号]

(品質等管理計画の記載事項)

第十四条 [条例第十一条第一項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、検査方法及び検査頻度

二 認定リサイクル製品の生産工程を管理するための項目及び目標値又は基準値

三 再生資源等の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、受入れに当たっての検査方法及び検査頻度

四 その他認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために知事が必要と認める事項

追加[平成一八年規則二九号]、一部改正[平成二一年規則六五号]

(適合状況の報告等)

第十五条 [条例第十一条第二項](#)の規定による報告は、リサイクル製品認定基準適合状況報告書([第八号様式](#))により、製品が認定された日から起算して一年、二年、三年、四年及び五年を経過する日の翌日を起算日としてそれぞれ三十日以内に行うものとする。ただし、[条例第八条第三項](#)の規定により同一製品について再度認定を受けるために申請書の提出を行った年の報告については、この限りでない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 [条例第六条第一項](#)の認定基準に適合することを証する書類

二 認定リサイクル製品の生産等において利用する原材料並びに再生資源等の受入れ状況、保管状況、配合割合及び成分を明らかにする書類

三 認定リサイクル製品の生産、販売及び保管に関する書類

四 認定リサイクル製品の仕掛品又は半製品の生産量及び在庫状況並びに製造過程で発生する有価物及び廃棄物の量を明らかにする書類

五 [条例第十一条第二項](#)に規定する品質等管理計画

六 前号の計画の実施状況を明らかにする書類

七 その他知事が必要と認めるもの

追加[平成一八年規則二九号]、一部改正[平成二一年規則六五号・二九年一五号]

(認定の取下げ)

第十六条 [条例第十二条第一項](#)の規定による届出は、製品認定取下げ届出書([第九号様式](#))により行うものとする。

追加[平成一八年規則二九号]

(県の行う工事における掲示等)

第十七条 [条例第十五条第三項](#)の規定による掲示は、当該工事を行う場所において看板、表示板等により行うものとする。

2 [条例第十五条第三項](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 製品名

二 認定番号

三 再生資源等を使用した製品である旨

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

(身分証明書)

第十八条 [条例第十六条第三項](#)の身分を示す証明書の様式は、[第十号様式](#)のとおりとする。

一部改正[平成一七年規則五二号・一八年二九号]

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則(平成十七年四月二十六日三重県規則第五十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年三月二十八日三重県規則第二十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第四十三号。以下この項において「改正条例」という。)による改正前の三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号。次項において「旧条例」という。)第六条第一項の規定による認定を受けている者に係る当該認定の基準については、改正後の規則第四条及び別表第二の規定にかかわらず、改正条例による改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例第九条第一項の規定による変更の申請を行う場合を除き、平成十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧条例第六条第一項の規定による認定を受けている者については、改正後の規則第十五条第二項第六号及び第七号の規定は、平成十八年十二月三十一日までの間は、適用しない。

附 則(平成二十一年三月二十五日三重県規則第二十七号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月十一日三重県規則第六十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間(以下この項において「経過期間」という。)において、この規則の施行の際、現に条例第六条第一項の規定による認定を受けている製品(経過期間内に条例第八条第三項に規定する申請があったものを含む。)に係る改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(次項において「改正規則」という。)第四条第一項及び第二項の規定は、当該製品の認定期限が到来するまでの間は、適用しない。

3 この規則の施行の際、現に条例第六条第一項の規定による認定を受けている製品に係る改正規則第四条第四項の規定については、平成二十二年三月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年三月二十四日三重県規則第十五号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第十五条第二項の規定は、平成二十九年七月一日以降に行われる同条第一項による報告について適用し、同日までに行われる同項による報告については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二十五日三重県規則第十一号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に三重県知事に対してなされているこの規則による改正前の三重県立自然公園条例施行規則、三重県県税条例施行規則、三重県補助金等交付規則、建築基準法施行細則、三重県港湾施設管理条例施行規則、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則及び三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（次項においてこれらを「旧規則」という。）の規定に基づく申請書等は、この規則による改正後の三重県立自然公園条例施行規則、三重県県税条例施行規則、三重県補助金等交付規則、建築基準法施行細則、三重県港湾施設管理条例施行規則、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則及び三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則に基づく申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十二月十一日三重県規則第七十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（令和三年三月十二日三重県規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

区分	割合
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき策定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下この項において「基本方針」という。）に再生資源等の割合が定められている製品	基本方針に定められた配合率
コンクリート二次製品（再生資源等として溶融スラグのみを用いて生産されたもので、日本産業規格プレキャスト鉄筋コンクリート製品又はプレキャスト無筋コンクリート製品のうち附属書に推奨仕様が示されている製品に限る。）	コンクリート配合に占める溶融スラグの重量の割合が十パーセント以上
緑化基盤材（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が八十パーセント以上
肥料（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が百パーセント
間伐材類製品（再生資源等として間伐材類のみを使用しているものに限る。）	製品の木質部に占める再生資源等の重量の割合が百パーセント

備考 割合については、小数点以下を四捨五入した値とする。

全部改正〔平成二一年規則六五号〕、一部改正〔平成二九年規則一五号・令和元年一一号〕

別表第二（第四条関係）

区分	製品の種類	認定基準
1 品質及び安全性に関する基準	すべての製品	産業標準化法第十七条第一項の日本産業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しくは基準
	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第二十二条に規定する届出された「特殊肥料」	「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号）の「別表十二汚泥肥料等」の左欄の下水汚泥肥料の基準のうち、含有を許される有害成分の最大量の条件
	製品の用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するもので、前項に掲げるものを除く。	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成三年環境庁告示第四十六号）の別表に定める項目のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素の環境上の条件
2 その他の基準	すべての製品	国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第十条第一項に基づき県が作成する環境物品等の調達の推進を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品ごとの基準

全部改正〔平成二一年規則六五号〕、一部改正〔平成二九年規則一五号・令和元年一一号・三年四八号〕

第1号様式（第6条関係）

三重県知事 宛て

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおりリサイクル製品の認定を受けたいので、三重県リサイクル製品利用推進条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

品 目 名 (用 途)	
製 品 名	
月 平 均 (年 間) 生 産 (予 定) 量	
生産開始(予定)年月日	
工場等の所在地及び名称	
販売範囲及び 販売量実績(予定)	
製品の仕様(特徴、寸法、 重量、施工事例等)	
販売条件(公表価格、荷姿等)	
使用する再生資源 又は再生部品	名称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 使用割合 % (%)
生産方法	
環境の保全、工場等の操業等 に関し遵守すべき法令及び その遵守の状況	
工場等における環境の保全に 関する措置の内容及び程度	
日本産業規格その他これに類 する品質又は安全性に関する 規格、基準等への適合状況	
環境の安全性に関する規格、 基準等への適合状況	
その他参考事項	

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 次の書類等を添付してください。
 - 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第6条第2項各号に掲げる書類
 - 当該製品の写真(必要に応じて当該製品)
 - 会社案内、パンフレット等
- 製品の仕様欄に施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量及び施工日時を記載してください。
- 使用する再生資源又は再生部品の欄中使用割合については、製品全体に占める再生資源又は再生部品の重量比を記載し、製品全体に占める三重県内で発生した再生資源又は再生部品の重量比を括弧書きで併記してください。
- 過去に認定を受けた製品について、再度申請する場合は、その他参考事項の欄に、認定年月日及び認定番号を記載してください。

担当者連絡先	氏 名	
	所 属 名 (電話番号)	

(規格A4版)

一部改正[平成17年規則52号・18年29号・令和元年11号・2年79号]

第2号様式(第8条関係)

年 月 日

住所

氏名 様

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県知事 印

年 月 日付けで三重県リサイクル製品利用推進条例第8条第1項の規定により認定申請のありました製品について、同条例第6条第1項の認定基準に適合するリサイクル製品であると認定しましたので通知します。

認定年月日	
認定番号	
認定の有効期限	
品目名(用途)	
製品名	
工場等の所在地及び名称	
使用する再生資源又は再生部品	名称： 使用割合： % (%)
認定条件	
その他	

備考 使用する再生資源又は再生部品の欄中の括弧書きは、製品全体に占める三重県内で発生した使用する再生資源又は再生部品の重量比を記しています。

(規格A4版)

全部改正〔平成29年規則15号〕
第3号様式(第10条関係)
リサイクル製品認定基準不適合通知書

年 月 日

住所

氏名 様

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県知事 印

年 月 日付けで三重県リサイクル製品利用推進条例第8条第1項の規定により認定申請のありました製品について、次の理由により同条例第6条第1項の認定基準に適合しないと認めましたので通知します。

品目名(用途)	
製品名	
工場等の所在地及び名称	
不適合の理由	
その他	

(規格A4版)

一部改正〔平成17年規則52号・18年29号〕
第4号様式(第11条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定により認定を受けた製品について、同条例第8条第8項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

認定年月日	
認定番号	
認定の有効期限	
品目名(用途)	
製品名	
生産開始年月日	
工場等の所在地及び名称	
使用する再生資源 又は再生部品	名称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 使用割合 % (%)
生産方法	
環境の保全、工場等の操業等 に関し遵守すべき法令及び その遵守の状況	
工場等における環境の保全に 関する措置の内容及び程度	
日本産業規格その他これに類 する品質又は安全性に関する 規格、基準等への適合状況	
環境の安全性に関する規格、 基準等への適合状況	
その他参考事項	

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 次の書類等を添付してください。
 - 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第11条第2項各号に掲げる書類
 - 当該製品の写真(必要に応じて当該製品)
- 使用する再生資源又は再生部品の欄中、使用割合については、製品全体に占める再生資源又は再生部品の重量比を記載し、製品全体に占める三重県内で発生した再生資源又は再生部品の重量比を括弧書きで併記してください。

担当者連絡先	氏名	
	所属名 (電話番号)	

一部改正[平成17年規則52号・18年29号・21年65号・令和元年11号・2年79号]
第5号様式(第12条関係)

認定リサイクル製品確認結果通知書

年 月 日

住所

氏名 様

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県知事 印

年 月 日付で三重県リサイクル製品利用推進条例第8条第7項の規定により確認申請のありました製品について、同条第8項に基づいて確認の結果を通知します。

認 定 年 月 日	
認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名 (用 途)	
製 品 名	
工場等の所在地及び名称	
確 認 年 月 日	
確 認 の 結 果	
そ の 他	

(規格A4版)

一部改正〔平成17年規則52号・18年29号〕
第6号様式(第13条関係)

三重県知事 宛て

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定により認定を受けた製品について、申請事項を変更したいので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	
認定番号	
認定の有効期限	
品目名(用途)	
製品名	
月平均(年間)生産(予定)量	
生産開始(予定)年月日	
工場等の所在地及び名称	(変更前) (変更後)
販売範囲及び販売量実績(予定)	
製品の仕様(特徴、寸法、重量、施工事例等)	(変更前) (変更後)
販売条件(公表価格、荷姿等)	
使用する再生資源又は再生部品	(変更前) (変更後) 名称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 使用割合 % (%)
生産方法	(変更前) (変更後)
環境の保全、工場等の作業等 に関し遵守すべき法令及び その遵守の状況	(変更前) (変更後)
工場等における環境の保全に 関する措置の内容及び程度	(変更前) (変更後)
日本産業規格その他これに類 する品質又は安全性に関する 規格、基準等への適合状況	(変更前) (変更後)
環境の安全性に関する規格、 基準等への適合状況	(変更前) (変更後)
その他参考事項	(変更前) (変更後)

備考

- 様式中「月平均(年間)生産(予定)量」欄以下には、変更前の内容と変更後の内容とを併記してください。この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 次の書類等を添付してください。
 - 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第6条第2項各号に掲げる書類(変更事項に係るものに限る。)
 - 当該製品の写真(必要に応じて当該製品)
 - 会社案内、パンフレット等
- 製品の仕様欄に施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量及び施工日時を記載してください。
- 使用する再生資源又は再生部品の欄中使用割合については、製品全体に占める再生資源又は再生部品の重量比を記載し、製品全体に占める三重県内で発生した再生資源又は再生部品の重量比を括弧書きで併記してください。

担当者連絡先	氏名	
	所属名 (電話番号)	

(規格A4版)

全部改正[平成29年規則15号]、一部改正[令和元年規則11号・2年79号]
第7号様式(第13条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定により認定を受けた製品について、同条例第9条第2項に定める変更が生じたので、同条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	
認定番号	
認定の有効期限	
品目名(用途)	
製品名	
変更事項	(変更前) (変更後)

備考

- 「変更事項」欄には、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（以下「規則」という。）第13条第3項各号に規定する事項に係る変更事項を記載してください。
- 規則第6条第2項各号に掲げる書類（変更事項に係るものに限る。）を添付してください。

担当者連絡先	氏名	
	所属名 (電話番号)	

(規格A4版)

全部改正〔平成29年規則15号〕、一部改正〔令和2年規則79号〕

第8号様式(第15条関係)

リサイクル製品認定基準適合状況報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定により認定を受けた製品について、認定基準への適合状況を試験又は検査しましたので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

認定年月日	
認定番号	
認定の有効期限	
品目名(用途)	
製品名	
工場等の所在地及び名称	
製品の仕様(特徴、寸法、重量、施工事例等)	
使用した再生資源又は再生部品	名称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 使用割合 % (%)
生産方法	
環境の保全、工場等の操業等に関し遵守すべき法令及びその遵守の状況	
工場等における環境の保全に関する措置の内容及び程度	
日本産業規格その他これに類する品質又は安全性に関する規格、基準等への適合状況	
環境の安全性に関する規格、基準等への適合状況	
その他参考事項	

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第15条第2項各号に掲げる書類を添付してください。
- 製品の仕様欄に施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量及び施工日時を記載してください。
- 使用した再生資源又は再生部品の欄中使用割合については、製品全体に占める再生資源又は再生部品の重量比を記載し、製品全体に占める三重県内で発生した再生資源又は再生部品の重量比を括弧書きで併記してください。

担当者連絡先	氏名	
	所属名 (電話番号)	

(規格A4版)

全部改正〔平成29年規則15号〕、一部改正〔令和元年規則11号・2年79号〕

第9号様式(第16条関係)

製品認定取下げ届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定により認定を受けた製品について、製品認定を取り下げたいので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	
認定番号	
認定の有効期限	
品目名(用途)	
製品名	
認定取下げ事由	
その他参考事項	

備考 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。

担当者連絡先	氏名	
	所属名 (電話番号)	

(規格A4版)

追加[平成18年規則29号]、一部改正[平成29年規則15号・令和2年79号]
第10号様式(第18条関係)

(表面)

身 分 証 明 書 第 号	
写 真	所 属 職氏名
	年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効
上記の者は、三重県リサイクル製品利用推進条例第16条第1項の規定による立入検査又は同条第2項の規定による取去をする職員であることを証明します。	
三重県知事 印	

9センチメートル

(裏面)

三重県リサイクル製品利用推進条例(抜粋)
(立入検査等)
第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者(以下この項及び次項において「認定生産者等」という。)若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で取去させ、分析させることができる。
3 第1項の規定による立入検査又は第2項の規定による取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第1項の規定による立入検査及び第2項の規定による取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

全部改正[平成21年規則27号]